

行橋市入札心得

(総則)

第1条 行橋市発注の一般競争入札又は指名競争入札に当たっては、別に定めるもののほか、この心得を承知してください。

(入札参加資格)

第1条の2 入札参加者は、市に登録している競争入札参加資格の内容で、提出書類の入札参加者の資格に関する事項（代表者氏名等）を記載してください。

2 確認通知書又は指名通知書に記載された入札参加者の資格に関する事項が事実と異なる場合は、直ちに競争入札参加資格申請書変更届を提出してください。

(指名通知)

第2条 指名競争入札における指名通知は次のとおりとします。

- (1) 指名の連絡は電話等で行います。
- (2) 指名の連絡を受けた場合には、指定された日時及び場所にて、指名通知書及び設計図書等の必要書類を配布します。指定された日時に受け取らない場合、入札に参加できない場合があります。

(入札保証金)

第3条 入札保証金は免除します。

(入札辞退の自由)

第4条 入札参加者として指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでの間、いつでも入札を辞退することができます。入札辞退届は別紙様式-1を使用してください。

- (1) 入札執行前においては、入札辞退届を市長に提出してください。ただし、入札辞退届の提出が間に合わない場合は、電話連絡により辞退できるものとします。その場合は、事後速やかに入札辞退届を提出してください。入札執行後、結果公表までに提出のない場合は失格とします。
- (2) 再度入札執行中においては、辞退の旨を記載した入札書を直接入札執行者に提出してください。
- (3) 初度の入札を辞退した者は、再度入札に参加することはできません。

2 前項各号により入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

2 指名競争入札の場合、入札執行前に入札参加者が1者となったときは、当該入札は執行しないものとします。ただし、一般競争入札の場合はこの限りではありません。

(代理人)

第7条 代理人が入札に参加するときは、当該入札の執行前にその旨を証する委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合の入札書は、商号又は名称及び代理人の氏名を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

(入札)

第8条 入札開始時刻までに入札会場に到着しないときは、入札に参加できません。

- 2 入札参加者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札書を作成し、封筒・押印（割印）の上、商号又は名称、自己の氏名、件名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。（「入札書封筒の記載例」参照）
- 3 設計図書等は、入札当日に返却してください。
- 4 入札参加者は、その使用印を入札会場に持参してください。

(入札書)

第9条 入札書は、別紙様式－3を使用してください。

- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 3 落札決定においては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

(工事費等内訳書の提出)

第10条 予定価格を事前に公表する入札の場合、入札書に記載される入札金額と整合性をもつ工事費等内訳書を必ず提出してください。

- 2 工事費等内訳書には、商号又は名称、代表者又は代理人の氏名、件名を記載し、代表者印又は代理人の使用印を押印してください。

(主任（監理）技術者選任通知書及び現場代理人選任通知書の提出)

第11条 建設工事の入札の場合、入札書を提出するとき（ただし、別途指定があるときは、指定した期日まで）に、行橋市が発注する建設工事における技術者制度取扱要領第3条に規定する「主任（監理）技術者選任通知書」（別紙1）を提出してください。また、落札者は、落札者が決定したときから7日以内に、同要領第5条に規定する「現場代理人選任通知書」（別紙2）を提出してください。

(入札書の書換え等の禁止)

第12条 入札参加者は、その提出した入札書、委任状及び工事費等内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(失格)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札においては失格とします。

- (1) 提出書類に記載された入札参加者の資格に関する事項が、市に登録している競争入札参加資格の内容と異なるとき。ただし、提出書類に記載された入札参加者の資格に関する事項が事実である場合、その事実を確認できる商業登記簿謄本又は代表者事項証明書（いずれも法務局発行分）が同時に提出されたときは、失格としないこととします。
- (2) 代理人が入札を行う場合に、委任状の提出がないとき。
- (3) 予定価格を事前に公表する入札において、工事費等内訳書の提出がないとき。
- (4) 入札開始時刻までに入札会場に到着しないとき。
- (5) 入札執行者の注意を守らないとき。

(無効入札)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は委任状の提出のない代理人の行った入札
- (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (3) 入札書及び工事費等内訳書の記載金額を加除訂正した入札
- (4) 予定価格を事前公表している場合で、入札書の記載金額が予定価格を超える入札
- (5) 入札書の記載金額に対応する工事費等内訳書の合計金額（110分の100に相当する金額）が一致していない入札
- (6) 最低制限価格を設定している場合で、入札書の記載金額が最低制限価格を下回る入札
- (7) 再度入札を行う場合で、入札書の記載金額が前回入札の最低金額以上である入札
- (8) 入札書及び工事費等内訳書に記名押印がない入札

- (9) 同一事項の入札において2通以上の入札書を提出した者の行った入札
- (10) 同一事項の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者の行った入札
- (11) 入札に関し不正の行為をした者の行った入札
- (12) 金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
- (13) 金額欄に「0円」と記載された入札
- (14) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (15) 容易に消字することが出来る筆記用具で記入した入札

(開札)

第14条 開札は、通知した場所において入札終了後直ちに入札参加者の面前で行います。

(再度入札)

第15条 開札の結果、落札に至らない場合は、初度の入札参加者により再度の入札を実施しますが、再度入札の執行回数は原則として1回とします。

- 2 落札に至らず再度入札を行うときは、入札者に対し最低入札金額を通知します。
- 3 再度の入札によっても落札に至らなかった場合は、入札は終了とします。
- 4 予定価格を事前に公表した入札については、再度入札は行いません。

(落札者の決定)

第16条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(落札者の決定の特例)

第17条 工事又は製造その他の請負に係るものについて、開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としなない場合があります。

- (1) 当該入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当と認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき最低の価格で入札した者を落札者としなない場合は、予定価格の範囲内で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とします。

(落札通知)

第18条 落札者が決定したときは、入札者に対し落札者の名称と落札金額を通知します。

(落札者の取消し)

第19条 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとします。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不正があったと認められるとき。
- (3) 法令及び規則に違反する事項が生じたとき。
- (4) 入札終了後契約締結までの間に、落札者が無効入札をしていたことが判明したとき。

(契約の締結)

第20条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、別に定めた契約書に記名押印の上、落札者が決定したときから原則として7日以内に関係書類と共に市長に提出してください。

- 2 落札者は、当該契約を締結しようとするときは、法務局が発行した代表者事項証明書（写し可）を提出してください。

(契約保証金)

第21条 契約を締結しようとする者は、契約金額の1割に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし次に掲げる場合で、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りではありません。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と市が工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約金額が、建設工事においては250万円未満、委託においては100万円未満であるとき。
 - (4) 建設工事の請負契約を締結する場合を除き、契約の相手方が現年度を含む過去3か年度の間、市若しくは他の地方公共団体又は国（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (5) 法令に基づき延納が認められる場合において市が確実に認める担保が提供されたとき。
 - (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき又は物品を買い入れる契約を締結する場合において、当該物品が即納されるとき。
 - (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額でありかつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 国（公社、公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約を締結するとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 第8号に掲げる場合を除き、市の事務に係る放送、広告、調査、測量、研究、計算、鑑定、登記、評価、設計、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸付する契約、預金契約、寄附に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - (12) 前各号に定めるもののほか、随意契約を締結する場合において、当該契約の目的又は性質からみて契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 2 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- (1) 国債、地方債及び政府の保証のある債券
 - (2) 市長が確実に認める社債
 - (3) 銀行又は市長が確実に認める金融機関が引受又は保証若しくは裏書きをした手形
- 3 工事の請負契約については、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものを契約保証金の納付に代えて提供させることができます。
- (1) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関の保証
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 4 契約保証金の納付を免除された理由が第1項第1号又は第2号であるときには、市長が指示するときまでに保険会社が交付する履行保証保険契約に係る保険証券又は公共工事履行保証契約に係る保証証券を提出しなければなりません。
- 5 契約保証金の納付を免除された理由が第1項第4号の場合、履行証明等（写し可）を提出してください。
- 6 第2項第5号の債権を担保とするときは、行橋市履行保証制度事務取扱要領第5条の規定を準用します。

- 7 第3項第1号、第2号の保証を担保とするときは、当該保証に係る保証書を提出しなければなりません。
- 8 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、行橋市に帰属します。
- 9 落札者であって契約保証金の納付を免除された者が契約上の義務を履行しないときは、当該契約金額の1割に相当する額の違約金を行橋市に納付しなければなりません。

(建設業退職金共済組合の加入)

第22条 建設工事の場合、落札者は契約の締結に当って建設業退職金共済組合に加入しなければなりません。契約金額が130万円を超える工事については、掛金収納書を建設業退職金共済制度取扱要領（以下「要領」という。）第1条に規定する「建設業退職金共済組合掛金収納書届出書」（別紙1）に添付し、速やかに提出してください。

- 2 建設業退職金共済組合に加入できない場合で、契約金額が130万円を超える工事については、要領第2条に規定する「建設業退職金共済に加入できない報告書」（別紙2）を提出してください。

【加入できない場合】

- ・受注者が建設業退職金共済以外の制度に加入しており、かつ、その工事の施工を下請負無しに施工する場合。
 - ・受注者が建設業退職金共済以外の制度に加入しており、かつ、その工事の下請負業者のすべてが建設業退職金共済以外の制度に加入している場合。
- ※下請負業者が建設業退職金共済に加入しておらず、かつ、その他の制度にも加入していない場合は、建設業退職金共済に加入するように指導すること。

(異議の申立て)

第23条 入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(随意契約の場合の準用)

第24条 この入札心得は、必要があると認める場合は、随意契約に準用することができる。

(平成19年8月1日制定)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成21年8月1日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成24年4月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年4月1日一部改正)

(平成30年4月1日一部改正)

(平成31年4月1日一部改正)

(令和元年9月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

入札辞退届

年 月 日

行 橋 市 長 殿
(契約担当者)

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

件名

下記の理由により入札を辞退しますのでお届けします。

記

1. 辞退の理由

入 札 書

年 月 日

行 橋 市 長 殿
(契約担当者)

商 号 又 は 名 称

代表者 (受任者) 役職・氏名

印

¥

ただし、消費税及び地方消費税の額は除く

件名

行橋市契約規則を遵守し、入札いたします。

- ※ 委任を受けて入札する場合、受任者の記名押印（委任状の使用印鑑
と同一の印鑑）が必要です。このとき社印や代表者の印鑑は不要です。

入札書封筒の記載例

表面

行橋市長 殿
件名（工事名・委託名・物品名）
入 札 書 在 中
年 月 日
商号又は名称
代表者（受任者）役職・氏名 ○

裏面

注記：入札書は封筒に入れ、○の箇所に押印（割印）すること

○	—	○	—	○